

指定介護老人福祉施設

ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘

重要事項説明書

社会福祉法人 樹園

ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘

重要事項説明書

介護福祉施設サービス提供にあたり、施設の概要や提供されるサービス内容、契約について、当事者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 当法人及び当事業所の概要

設置者の名称	社会福祉法人	樹園	
経営者の名称	社会福祉法人	樹園	
経営代表者名	理事長	坂本 秀岳	
法人所在地	秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎 1 3 0 - 1		
電話番号	0 1 8 5 - 2 7 - 2 2 0 1		
設立年月日	昭和 4 4 年 4 月 1 日		
法人事業	樹園養護老人ホーム		
	JUEN特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	
	居宅介護支援センター南海	居宅介護支援事業	
	ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘	介護老人福祉施設	

2. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

ユニット型特別養護老人ホームにおいて、要介護状態にある方に対し、介護保険法及び関係法令に則って、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援し、その人に合った個別的な介護サービスを提供することを目的とします。

また、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 施設の運営方針

当施設で提供する施設サービスは、介護保険法並びに厚生労働省令の趣旨及び内容に沿って、ユニットケアの基本理念を視点において行うこととします。

- (1) 当施設は、入居者の心身の状況に応じて、入居者を主体に捉え、日常生活の継続を考え、本人の持てる力を最大限引きだし、その力を活かした適切なサービスを提供します。

- (2) 入居者が限りなく在宅に近い居住環境で、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他者との人間関係を築きながら日常生活を営めるように、それぞれの入居者の意思と自己決定を最大限尊重した個別ケアを実現していきます。
- (3) 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように、可能な限り住み慣れた環境の中で居宅での生活と変わらない生活を続け、その人らしい人生を送ることができるように支援していきます。
- (4) 個室で個々のプライバシーの確保に努め、自己調整でき落ち着いて安らげる場所を保障します。さらに入居者同士の人間関係を把握して、共同生活室で自然な形でコミュニケーションが図られるようにします。その中で入居者一人ひとりの心身の状況・生活習慣・個性などを具体的に把握し、他の入居者との交流を支援していきます。
- (5) 施設サービスの提供にあたっては、従業者は、親切丁寧を旨とし、施設全体で一律の日課を設けず、流れ作業のように業務分担をして行う処遇でないことを、入居者又は家族に対しサービス内容及び提供方法について、理解しやすいように説明し、適切な介護技術をもって行います。
- (6) 施設サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、行動制限を行いません。
- (7) 当施設は、提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るように努めます。

3. ご利用施設の概要

- (1) 施設の名称 ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘
- (2) 施設の種別 指定介護老人福祉施設
- (3) 施設の所在地 秋田県男鹿市船川港台島字中台108
- (4) 開設年月日 平成25年4月1日
- (5) 県知事指定番号 0570651372
- (6) 施設管理者 施設長 渡部 亮子
電 話 0185-27-8601
FAX 0185-27-8602
- (7) 交通の便 男鹿線男鹿駅下車 路線バス男鹿南線「中台入口」下車徒歩約10分
- (8) 敷地概要 秋田県男鹿市船川港台島字中台108
8,194.92 m²
- (9) 建物概要 木造平屋建（準耐火建築物）
1,453.84 m²
事業者の所有竣工 平成25年2月28日
- (10) 入居定員 30人

4. 施設の設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個 室	30室	エアコン、床暖房、洗面台、ベッド、 吊収納棚、スプリンクラー
共同生活室(リビング)	3室	各ユニット 台所・洗い場 (各ユニット)
共同トイレ	9室	各ユニット3箇所
浴 室	4室	個人浴槽 (各ユニット) 、特殊浴槽
医務室 調理室	各1室	医務室兼静養室
面談室	1室	
機能訓練室		多目的ホールと兼用

*居室にはギャッチベッド、洗面台、ナースコールは付いておりますが、トイレは共同設備になります。また、必要な方はテレビやタンス等を各人で準備していただきます。個人の持ち込みの物品については協議の上決めます。

*主な共同設備として、玄関、ホール、事務室、面談室、介護員室、医務室、リネン室、洗濯室、脱衣室、キッチン、汚物処理室、食品庫、検収室、非常災害設備、スプリンクラーの設置、介護材料室、機械室(ボイラー室)

○上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

○入居者及び契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

5. 従業者の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する従業者として、以下職種の従業者を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

＜主な職員の配置状況＞

施 設 長 …	1名	常勤	
生 活 相 談 員 …	1名	常勤	
介護支援専門員 …	1名以上(兼務)	常勤	非常勤
介 護 員 …	10名以上	常勤	非常勤
看 護 員 …	2名以上	常勤	非常勤
機能訓練指導員 …	1名以上(兼務)	常勤	非常勤
嘱 託 医 師 …	1名		非常勤
管理栄養士(栄養士) …	1名以上	常勤	非常勤
事 務 員 …	1名	常勤	
調 理 員 …	1名以上	常勤	非常勤

＜主な職種の勤務体制＞

職 種		勤 務 時 間
施設長		8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
生活相談員		8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
介護支援専門員		8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
介護員	早番	7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0
	日勤	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
	遅番	1 1 : 3 0 ～ 2 0 : 3 0
	夜勤	2 0 : 1 0 ～ 翌 7 : 1 0
看護員 機能訓練指導員	早番	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
	日勤	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
	遅番	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0
管理栄養士 (栄養士)	早番	7 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0
	日勤	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
	遅番	9 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0
事務員		8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

* 土日は上記と若干異なります。

* 看護員は夜間オンコール体制をとり、急変時に備えます。（別紙参照）

6. 提供するサービス内容

（１）介護保険の給付対象サービス（契約書第３条、第５条参照）

状態に応じた施設サービス計画を作成して、入居者の意見や心身の状況を踏まえて、介護サービス計画に応じたサービス（食事、入浴、排泄援助、生活等）を提供します。

利用料金は別紙に定めるとおりです。（別紙参照）

＜サービスの概要＞

①介護全般

- ・入居者の心身の状況に応じ、自律支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって介護にあたります。

②食 事

- ・食事は１日３食、選択食、季節食を管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の管理された食事を提供します。
- ・管理栄養士（栄養士）は、医師、看護員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、入居者の摂食機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- ・入居者の自律支援のため、原則として離床して共同生活室で食事をとっていただきます。

お食事時間

朝食 7 : 3 0 ～ 9 : 3 0

昼食 1 2 : 0 0 ～ 1 4 : 0 0

夕食 1 8 : 0 0 ～ 2 0 : 0 0

※お食事は時間内で柔軟に対応できます。

- ・食事の提供に要する費用（食材材料、調理費相当分）については、自己負担となり、別紙「利用料金表」に記載したとおりです。
- ・食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日まで申し出があった場合には「食事に係る自己負担額は」減免します。

③入 浴

- ・基本的には入浴を週2回以上行います。身体的状況等により入浴が困難な場合は、シャワー浴、足浴、清拭等を実施します。
- ・心身の状況に応じて特殊浴槽を使用して入浴することもできます。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用し適切な援助を行います。
- ・オムツ使用をできる限り少なくし、その人らしい快適な生活を送るため、水分摂取量の確認、トイレ誘導の声掛け等を行ない、適切な方法で排泄の自立を目指します。
- ・排泄に関する消耗品（オムツやパット等）は介護保険サービスの中でご用意いたします。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に介護・看護員より、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・嘱託医による回診と指示による医療処置、定期健康診断、健康相談を行います。その他看護員による日常的健康管理、保健衛生業務を実施します。

⑦相談援助

- ・入居者や家族に対して生活、介護、環境等に関する相談、助言をおこないます。

⑧社会的便宜の提供

- ・公共機関の利用や地域住民、各種団体、個人等のボランティアを受け入れ、入居者と地域の交流を図ります。また、行事等を提供します。日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで入居者、家族が対応困難な場合の代行手続、年金や金銭の管理をします。

⑨生活サービス

- ・着替え、シーツ交換、居室清掃、施設内で可能な洗濯

⑩その他自律への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

（２）介護保険給付対象外サービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。（別紙利用料金表参照）

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用で、実費相当額の範囲内に置いて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の

減価償却費等）を、ご負担していただきます。（別紙利用料金表参照）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。

＊外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額の適用が受けられますが、7日以降も居室が当該利用者のために確保されている場合は、引き続き居住費の対象となります。

③レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。レクリエーション等の費用は、原則、施設が負担します。ただし、入居者個人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担と致します。

④理髪

希望により、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑤特別な食事（酒等を含みます。）

入居者及び契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

⑥買い物代行

入居者及び家族自ら購入できない場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。

ご利用いただく場合はやむを得ない場合を除き、5日前まで購入代金を添えてお申し込みください。

⑦貴重品の管理

契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。（別紙、利用料金表をご覧ください）詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

秋田銀行男鹿支店

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、年金証書

○保管管理者：施設長が責任をもって管理いたします。

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は入出金の都度、入出金台帳に記入し、毎月1回、入出金内容及び残高を契約者へ郵送します。また、契約者及び入居者から台帳及び通帳の開示を希望されたときは提示します。
- ・入居契約の終了後、30日以内に預り金品及び現金等は入居者、契約者（又は身元引受人）へお引渡します。

※なお、入院時等において、貴重品の保管管理をしている場合は、利用料金を請求させていただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、入居者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨その他自己負担となるサービスの料金

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

(3) 利用料金

- 1 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。
- 2 入居者は要介護度に応じて、当該介護老人福祉施設サービスを受けて、別紙「利用料金表」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担額:通常はサービス利用料金の1割)を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、入居者は利用期間中の食費、居住費と入居者の日常生活上必要な諸費用を事業者を支払うものとします。

○利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月毎に計算し、ご請求しますので請求月の末日迄に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 下記指定口座への振込

秋田銀行 男鹿支店 普通預金(1012632)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 協力医療機関と医療

施設では、下記の嘱託医による定期往診での医療の提供をします。嘱託医の専門外診療や診療時間外の対応については、入居者及び契約者の希望により下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(但し、下記の医療機関において優先的な診療又は入院治療を保証するものでも義務付けるものでもありません。)

①嘱託医

医療機関の名称	男鹿加藤診療所
医 師 氏 名	越川智康
所 在 地	秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地39番地1
電 話	0185-22-2001
診 療 科 目	循環器内科
協力契約の内容	① 入居者への診療 ② 入居者が急変した場合の緊急対応措置 ③ 入居者が入院必要となった場合の医療機関の紹介

②協力医療機関

医療機関の名称	男鹿みなと市民病院
所在地	男鹿市船川港船川字海岸通り一号 8－7 番地
診療科	内科・外科・整形外科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	もりやま歯科医院
所在地	男鹿市脇本富永字野田 1 2－2

④入居者の医療

- 1、病気や怪我の治療は施設の嘱託医、又は入居者が選択する医療機関で受けていただくことになり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用は、入居者の負担になります。但し、検査及び短期間の入退院の手続きや送迎は無料です。
- 2、通院時の付添い、入退院の移送はいたしますが入院中の付添いはしません。また、場合によっては家族から協力をお願いすることもあります。
- 3、入院が長期にわたった場合は、本人の状態により主治医及び家族と相談の上、退去していただく場合もあります。
(原則として、3か月ですが本人の病状によっては、期間が早くなることもあります。)
- 4、緊急の対応として、サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

7. サービス利用に当たって留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入居されている方々の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 所持品の持ち込みについて

できるだけご自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。特に、普段使用している食器類やお気に入りの品、入居者の思い出の品などをお願いします。家具や電化製品は、事前に居室スペースを確認の上、ご持参下さい。

入居時に所持品預かり書を作成し、確認していただきます。尚、原則として所持品は日常生活用品に限り、貴重品は避けていただきます。

(2) 来訪・面会

来訪は原則自由です。ただし、感染症予防のため、流行時には、正面玄関にて手洗いの励行やマスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります来訪・面会者届に、必ず記入しその都度従業者に届け出てください。又、来訪者が入居者と居室に宿泊希望される場合には事前に許可を取っていただきます。また、従業者に対するお心付け等は、一切お受けしないことになっております。

来訪時、生もの等の持ち込みはできる限りご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

ご家族の付き添いがあれば、外出、外泊は自由です。できるだけご協力下さい。

尚、外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」により必ず行き先と帰着予定日時を従業員にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、6(2)①に定める「食事の提供に要する費用」は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地、施設内の機械及び器具を利用される際、本来の用途にしたがって利用し必ず従業者に声をかけてください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の従業者や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような、自身の信心している宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。又、外部からの紹介、活動もお断りいたします。

○施設内での金銭等のやり取りは、ご遠慮ください。

○入居者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

(6) 喫煙・飲酒

施設内は禁煙となります。また、飲酒は、他の入居者に迷惑がかからない限りにおいて、所定の場所及び時間内で可能です。

(7) 迷惑行為

喧嘩、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないで下さい。他の入居者に対し著しい迷惑行為があり、話し合いにより改善される見通しが無い場合は家族と施設で協議し、今後の処置、対応を決めさせていただきます。

8. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者の訓練を行います。

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ○非常時の対応 | ・別に定める「社会福祉法人樹園消防計画」により対応します。 |
| ○非常通報の体制 | ・非常通報体制は所轄消防署への通報及び全従業員での連絡体制を確保します。 |
| ○近隣との協力体制 | ・男鹿市消防団 地区分団 地区町内会 |

○防災訓練

- ・別に定める「社会福祉法人樹園消防計画」により年2回以上の総合訓練・部分訓練（昼間及び夜間を想定）を実施します。

○防災設備の概要

- ・自動火災報知機 1台
- ・消火栓
- ・排煙装置
- ・非常警報装置
- ・誘導灯
- ・非常電源（自家発電）
- ・スプリンクラー
- ・防火扉

9. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した時には、「事故対応マニュアル」に基づいて、速やかに、契約の家族又は身元引受人、秋田県及び市町村及び関係諸機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、報告します。

11. 損害賠償

当施設において介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については入居者、契約者と施設双方で協議したうえで損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、その置かれた状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 身体拘束の禁止

原則として入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情相談窓口

（1）当施設における苦情の受付

当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員 鈴木 卓 哉

（TEL） 0185-27-8601

（FAX） 0185-27-8602

苦情受付担当者は、入居者及び家族から口頭でも受け付けますが、面接や電話、書面等によりよせられる苦情も随時受付します。南海の丘窓口には「要望箱」を設置しています。

入居者からの苦情への適切な対応により、入居者の満足感の向上や入居者個人の権利擁護を図るとともに、福祉サービスの適切な利用を支援します。

＊施設における苦情やご相談については、担当者が不在の時は、他の従業員が対応します。

○受付時間 原則、祝日を除く毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

＊緊急時は、ご利用時間外でも受け付けます。

（２）苦情処理第三者委員

公平中立な立場で、ご意見、要望、苦情等の申し出を受け付けます。

小山内慶三郎、海道由也子、高橋かをる

T E L 0185-27-2201

（３）行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます

①男鹿市福祉事務所高齢者福祉係 所 在 地：男鹿市船川港船川字泉台66番地1

電話番号：0185-23-2111

受付時間：8：30～17：15

②潟上市長寿社会課 所 在 地：潟上市天王字棒沼台226-1

電話番号：018-853-5323

受付時間：8：30～17：15

③秋田市介護・高齢福祉課 所 在 地：秋田市山王1丁目1-1

電話番号：018-866-2069

受付時間：8：30～17：15

④秋田県運営適正委員会 所 在 地：秋田市旭北栄町1-5番地

電話番号：018-864-2726

受付時間：8：30～17：15

⑤秋田県国民健康保険連合会 所 在 地：秋田市山王四丁目2番地3

電話番号：018-883-1550

受付時間：8：30～17：15

14. 個人情報

施設では、個人情報保護法及び入居者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮いたします。

但し、入居者に施設サービス計画の変更があると認められた場合には、サービス担当者会議等

において入居者の個人情報を用いる場合があります。また、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、使用に係る説明を行い、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。

15. 入居者の尊厳と守秘義務

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者またはご家族等に関する秘密を保守し、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者に周知徹底させます。但し、入居者の病状が急変した場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。

16. 入居・退去

入居の詳細は契約書、運営規程、管理規定に基づき開始されます。また、契約書、運営規程上の契約の解除項目に該当する場合は退去することになります。

当施設との契約では終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、該当するに至った場合は、当施設の契約は終了し退去していただくことになります。主な例は以下のとおりです。

①介護認定の更新により、入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。

平成27年4月1日以降に入居された方は要介護1、要介護2と判定された場合も含む。

②入居者又は契約者から退去の申し出があった場合。（在宅復帰、他施設への入所等）

③利用料の滞納や重症な感染疾患の罹患と治療等が必要な場合。また、入居者本人の行動により他入居者への影響が考えられる場合。

④当施設が解散若しくは破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。

⑤施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

⑥当施設が介護保険事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

17. 第三者評価の実施状況

第三者による評価は実施しておりません。

「利 用 料 金 表」

1 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用	1 日当たり	1392円／日
居住に要する費用	ユニット型個室	2066円／日

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円／日
	第2段階認定者	390円／日
	第3段階認定者	650円／日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室	820円／日
	第2段階認定者 ユニット型個室	820円／日
	第3段階認定者 ユニット型個室	1310円／日

2 介護老人福祉施設サービス費

区分	項 目	金 額			
基 本	要介護 1	747円／日	1494円／日	2241円／日	
	要介護 2	813円／日	1626円／日	2439円／日	
	要介護 3	885円／日	1770円／日	2655円／日	
	要介護 4	950円／日	1900円／日	2850円／日	
	要介護 5	1015円／日	2030円／日	3045円／日	
加 算	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46円／日	92円／日	138円／日	
	看護体制加算（Ⅰ）ロ	4円／日	8円／日	12円／日	
	看護体制加算（Ⅱ）ロ	8円／日	16円／日	24円／日	
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	18円／日	36円／日	54円／日	
	夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	21円／日	42円／日	63円／日	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 100円／月	2 200円／月	3 300円／月	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円／月	400円／月	600円／月	
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	割 12円／日	割 24円／日	割 36円／日	
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円／月	40円／月	60円／月	
	ADL維持等加算（Ⅰ）	負 30円／月	負 60円／月	負 90円／月	
	ADL維持等加算（Ⅱ）	60円／月	120円／月	180円／月	
	若年性認知症入所者受入加算	担 120円／日	担 240円／日	担 360円／日	
	入院・外泊時費用 月 6 日限度として （病院等への入院を要した場合及び居宅 における外泊を行った場合）	246円／日	492円／日	738円／日	
	初期加算 （入居日から 3 0 日以内の期間、3 0 日 を超える入院後の再入居も同様）	30円／日	60円／日	90円／日	
	再入所時栄養連携加算	200円／日	400円／日	600円／日	
	退所前・後訪問相談援助加算	460円／日	920円／日	1380円／日	
	退所時相談援助加算	400円／日	800円／日	1200円／日	

加 算	退所前連携加算		500円／日		1000円／日		1500円／日
	栄養マネジメント強化加算		11円／日		22円／日		33円／日
	経口移行加算		28円／日		56円／日		84円／日
	経口維持加算（Ⅰ）		400円／日		800円／日		1200円／日
	経口維持加算（Ⅱ）		100円／日		200円／日		300円／日
	口腔衛生管理加算（Ⅰ）		90円／月		180円／月		270円／月
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）		110円／月		220円／月		330円／月
	療養食加算		6円／回		12円／回		18円／回
	看取り介護加算（Ⅰ）	1		2		3	
	死亡日以前31日以上45日以下		72円／日		144円／日		216円／日
	死亡日以前4日以上30日以下		144円／日		288円／日		432円／日
	死亡日の前日及び前々日	割	680円／日	割	1360円／日	割	2040円／日
	死亡日		1280円／日		2560円／日		3840円／日
	在宅復帰支援機能加算		10円／日		20円／日		30円／日
	在宅・入所相互利用加算	負	40円／日	負	80円／日	負	120円／日
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3円／日		6円／日		9円／日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）		4円／日		8円／日		12円／日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	担	200円／日	担	400円／日	担	600円／日
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3円／月		6円／月		9円／月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		13円／月		26円／月		39円／月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）		10円／月		20円／月		30円／月
	排せつ支援加算（Ⅰ）		10円／月		20円／月		30円／月
	排せつ支援加算（Ⅱ）		15円／月		30円／月		45円／月
	排せつ支援加算（Ⅲ）		20円／月		40円／月		60円／月
	自立支援促進加算		300円／月		600円／月		900円／月
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40円／月		80円／月		120円／月
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50円／月		100円／月		150円／月
	安全対策体制加算		20円／回		40円／回		60円／回
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22円／日		44円／日		66円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18円／日		36円／日		54円／日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6円／日		12円／日		18円／日
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数の8.3%					

3 その他の費用

	金 額
特別な食事の費用	要した費用の実費
理美容代	要した費用の実費

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設「ユニット型特別養護老人ホーム南海の丘」入居にあたり、施設サービスについて入居者、身元引受人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所 在 地 秋田県男鹿市船川港台島字中台 1 0 8

事業者名 社会福祉法人 樹園

特別養護老人ホーム 南海の丘

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者より指定介護老人福祉施設「ユニット型特別養護老人ホーム南海の丘」の施設サービスについて重要事項の説明を受け同意し受領しました。

〈身元引受人〉

住所 _____

氏名 _____ 印

〈入居者〉

住所 _____

氏名 _____ 印